

# 京都市土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例 (令和6年6月6日改正条例施行版)

- 埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を禁止しています。
- 3,000㎡以上の土地の埋立て等を行う場合は、事前に許可を受ける必要があります。

京都市では、建設発生土等の土砂等による土地の不適正な埋立て等に対する抑止力を一層高め、生活環境の保全及び災害の防止を図るための措置を講じることを目的として、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、令和2年6月に施行しました。

令和6年6月には、京都市における宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月施行）の運用を開始し、災害の防止を目的とする土地の埋立て等の規制については、同法に基づく対応に一元化するため、条例を改正しました。

この条例では、埋立て面積の大小に関わらず、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を一律に禁止するとともに、一定規模以上の土地の埋立て等について、事前に許可を要するなどのルールを定めています。

## 条例で規制される土砂等とは

土砂 …いわゆる土、岩石、砂利などをいいます。

土砂等…土砂のほか、土砂に混入した物や付着した物は、土砂等として規制の対象になります。（廃棄物処理法上の廃棄物は除きます。）

## 条例で規制される土地の埋立て等とは

土地の埋立て（周辺地盤より低い土地に土砂等を投入する行為）、盛土（周辺地盤面より高く土砂等を盛る行為）、その他土地への土砂等の堆積等が対象となります。

## 1 埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止（一律規制）

### ○土地の埋立て等が禁止される土砂等とは

埋立基準を超えるもの

※ 埋立基準には、カドミウム、鉛、ひ素、水銀等、28項目があります。  
基準値は、国が定める土壤環境基準と同じです。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	≦0.003mg/L	1,2-ジクロロエチレン	≦0.04mg/L
全シアン	不検出	1,1,1-トリクロロエタン	≦1mg/L
有機りん	不検出	1,1,2-トリクロロエタン	≦0.006mg/L
鉛	≦0.01mg/L	トリクロロエチレン	≦0.01mg/L
六価クロム	≦0.05mg/L	テトラクロロエチレン	≦0.01mg/L
ひ素	≦0.01mg/L	1,3-ジクロロプロペン	≦0.002mg/L
総水銀	≦0.0005mg/L	チウラム	≦0.006mg/L
アルキル水銀	不検出	シマジン	≦0.003mg/L
PCB	不検出	チオベンカルブ	≦0.02mg/L
ジクロロメタン	≦0.02mg/L	ベンゼン	≦0.01mg/L
四塩化炭素	≦0.002mg/L	セレン	≦0.01mg/L
クロロエチレン	≦0.002mg/L	ふっ素	≦0.8mg/L
1,2-ジクロロエタン	≦0.004mg/L	ほう素	≦1mg/L
1,1-ジクロロエチレン	≦0.1mg/L	1,4-ジオキサン	≦0.05mg/L

### ○対象区域は

京都市域全域が規制の対象です。

### ○違反した場合は

行為者やその行為を要求した者、依頼した者、唆した者、助けた者は、停止命令、土砂等の除去命令等を受けます。命令に従わない場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

### ○規制対象外となる場合は

- ① 土地の造成等で、その区域内において区域内の土砂等のみを用いて行うもの
- ② 廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場において行う土地の埋立て等
- ③ 土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て及び同法の許可を受けた者が設置する汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等

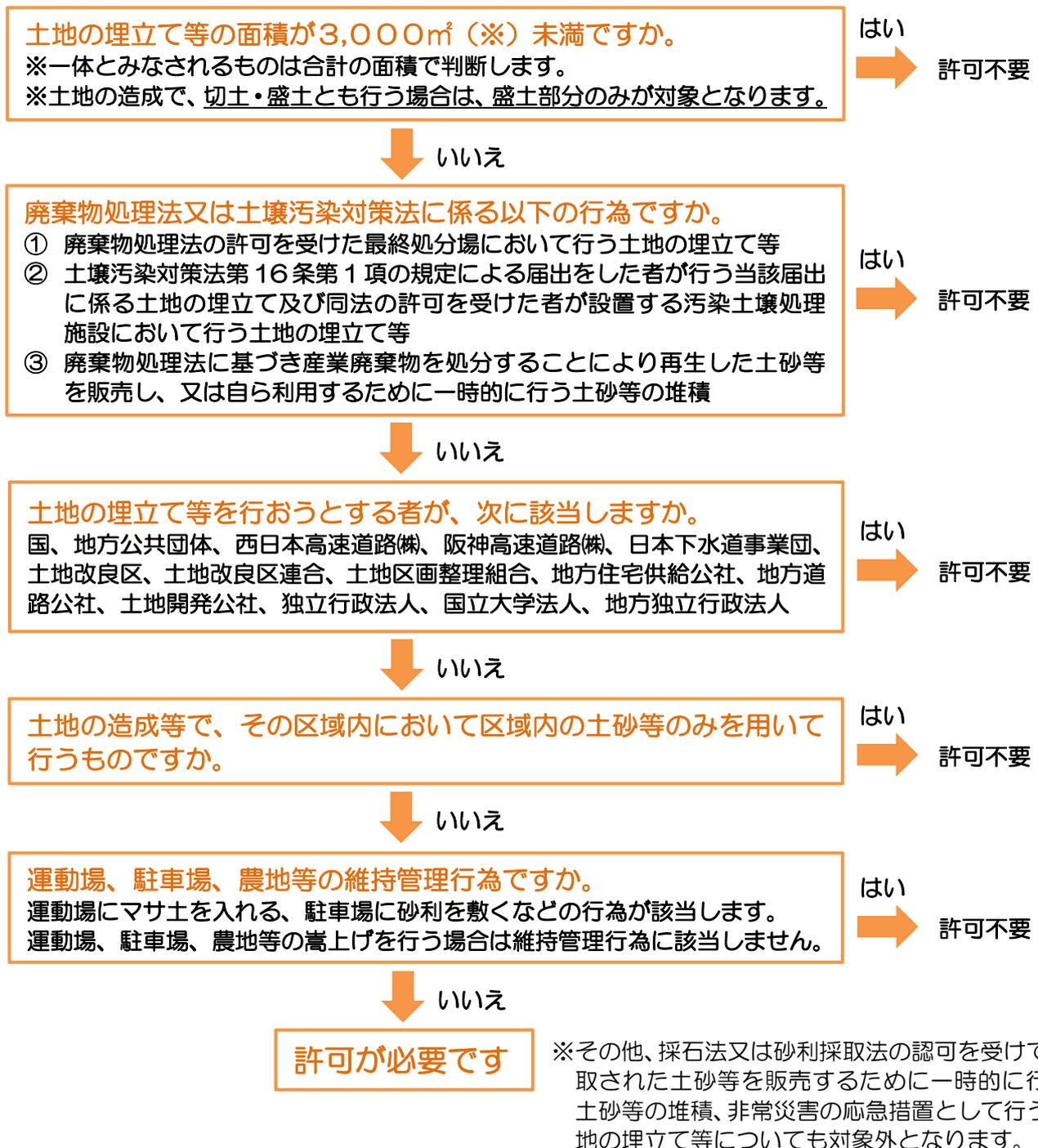
## 2 土地の埋立て等の許可（3,000㎡以上の土地の埋立て等）

### ○許可申請を行う者は

- ・ 土地の埋立て等を行おうとする者が、許可申請を行います。  
（例）宅地造成を行う開発者、残土処分場を経営する者等
- ・ 請負工事により土地の埋立て等を行う場合は、発注者が土地の埋立て等を行う者に該当します。

### ○許可が必要な場合は

3,000㎡以上の埋立て等については、あらかじめ許可を受ける必要があります。  
次のフローで許可の要否を判断してください。



## ○許可申請の流れ

許可申請手続は、環境政策局環境企画部環境保全創造課（市役所本庁舎1階）にて受け付けます。また、許可手続に当たっては、事前協議制とします。



事前協議書や許可申請書には、次に掲げる事項の記載が必要です。

○氏名、住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）
○土地の埋立て等の目的
○埋立て等区域の位置、面積
○土地の埋立て等を行う期間
○土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、発生の場所
○土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
○埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画
○施工管理者の氏名、連絡先
○周辺の住民への周知の方法

事前協議書や許可申請書には、次の書類の添付が必要です。

○※印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書）
○土地の登記事項証明書
○不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は第4項に規定する図面の写し
○土地を使用する権原を証する書類（土地の所有権を有しない場合）
○※土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
○※土砂等発生元証明書
○※土砂等の発生から処分までの処理工程図
○埋立て等区域の位置図、現況図、求積図、計画平面図、計画断面図
○※土砂等発生場所に係る位置図、現況図、求積図
○※土砂等の予定数量計算書
○※土砂等発生場所における土壌調査試料採取地点の位置図、現場写真
○※土壌調査試料採取報告書
○※土壌分析結果証明書
（他法令等の許認可等を要する場合）
○他法令等の許認可等を受けたことを証する書類
○申請者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約する書類

※ 土砂等の発生元の事業者、工事施工業者又は申請者等にて御用意いただきます。書類作成及び土壌調査等についての御不明な点は、巻末のお問い合わせ先まで御相談ください。

## ○許可申請の手数料

許可申請手数料は、次のとおりです。

新規許可	変更許可
29,000円	17,000円

## ○許可の基準

- ① 土地の埋立て等に用いる土砂等が埋立基準に適合していること。
- ② 土地の埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のための基準（管理体制等）に適合していること。

## ○周辺住民への周知

住民説明会やビラの配布等により周辺住民に計画内容を周知してください。  
他法令等の許認可等に当たって周知済みの場合は、改めての周知は不要です。

## ○許可取得後に必要な主な手続等

許可取得後も、展開検査及び土壌調査の定期的な報告や届出の手続が必要となりますので御注意ください。

変更許可の申請	以下の事項を変更するとき、事前に変更許可が必要。 ○土地の埋立て等の目的 ○埋立て等区域の面積 ○土地の埋立て等を行う期間 ○土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、発生の場所 ○土地の埋立て等に用いる土砂等の数量 ○埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画 ※埋立て等区域の位置の変更は、新規許可の対象。
変更の届出	以下の事項を変更したとき、30日以内に届出。 ○土地の埋立て等を行う期間（期間の短縮に限る） ○土地の埋立て等に用いる土砂等の数量（数量の減少に限る） ○氏名、住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地） ○施工管理者の氏名、連絡先 ○周辺の住民への周知の方法
着手の届出	土地の埋立て等に着手したとき、10日以内に届出。
展開検査と報告	搬入車両ごとに土砂等を展開し、土壌汚染のおそれがある物の混入等がないことを目視検査。3箇月毎に展開検査の結果を市に報告。
土壌調査と報告	3箇月毎に土地の埋立て等を行った区域の土壌の埋立基準への適合状況を調査。土壌調査の結果を市に報告。
施工管理者の設置	生活環境の保全のために必要な施工上の管理者を設置。
標識の掲示	埋立て等区域等に許可内容を記載した標識を掲示。
帳簿の作成	埋立て等区域に土砂等を搬入する作業を行う日ごとに、搬入車両ごとの土砂等の数量、展開検査の結果等を記録。
書類の備付け及び閲覧	帳簿、市に提出した許可申請書・各種届出・報告書等を事務所等に備付け。周辺住民等の求めに応じて閲覧。
完了等の届出	土地の埋立て等を完了、廃止、休止又は再開したとき、遅延なく届出。

## ○無許可の場合や許可基準に違反した場合は

行為者やその行為を要求した者、依頼した者、唆した者、助けた者は、停止命令、土砂等の除去命令等を受けます。無許可行為や命令に従わない場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

### 【お問い合わせ先】

#### ○埋立基準、土壌調査、条例上の手続等に関すること（許可申請・届出提出先）

京都市環境政策局 環境企画部 環境保全創造課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所本庁舎1階）

TEL：075-222-3955

#### ○土砂等への廃棄物の混入等に関すること

京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所本庁舎地下1階）

TEL：075-222-3957



この印刷物が不要になれば、  
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課 令和6年6月  
京都市印刷物 第064212号